



平成28年度の労働災害の発生状況
平成29年4月から雇用保険率が下がりました
ハローワーク浜松で人材確保対策コーナーを開所！
平成29年度 労働保険の年度更新について
各種賃金調査への協力をお願い
静岡県有効求人倍率（平成29年3月内容）



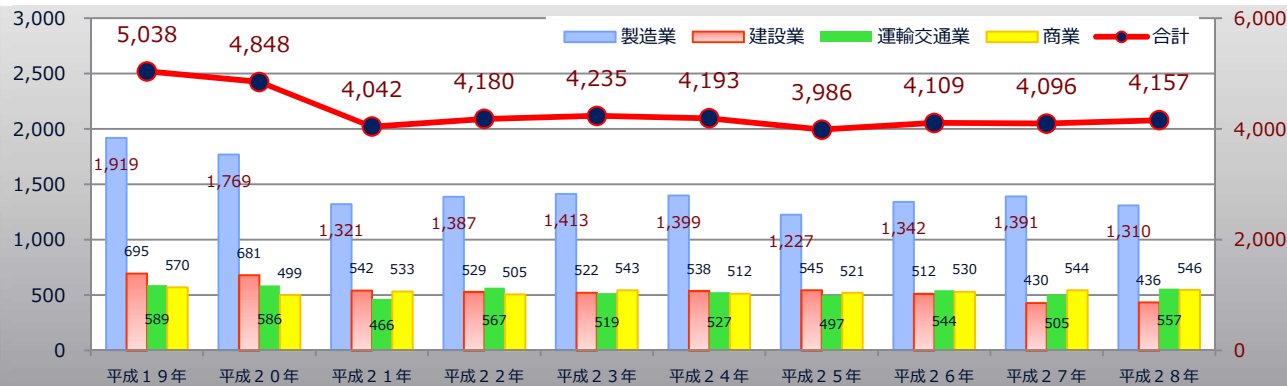
## 平成28年の労働災害の発生状況

健康安全課 054-254-6314

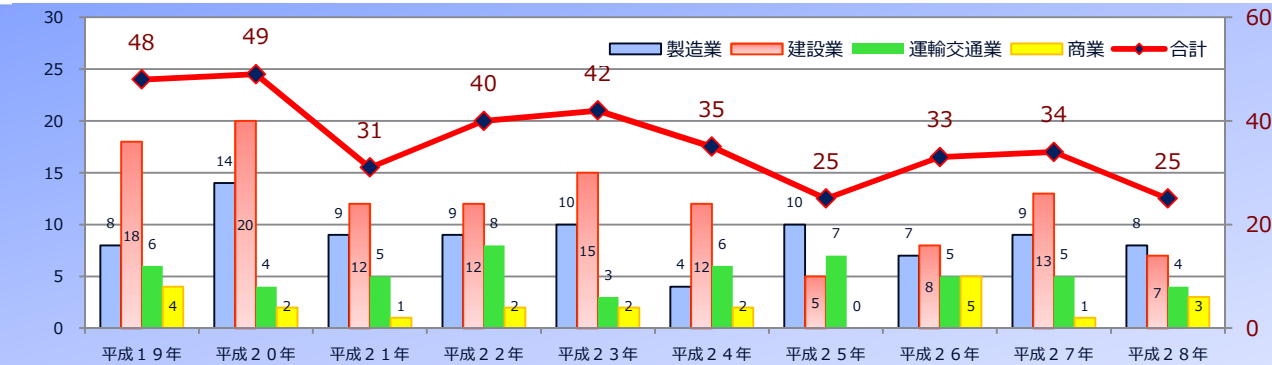
### ～死亡災害9人減少で過去最少同数の25人、死傷災害は増加～

平成28年の静岡県内の労働災害の発生状況は、死亡災害は前年に比べ9人減少し、平成25年の過去最少の25人と同数となりましたが、休業4日以上死傷者数は4,157人で前年に比べて61人（1.5%）増加しました。

休業4日以上死傷災害の発生状況



死亡災害の発生状況



第12次労働災害防止推進計画（平成25年度～平成29年度、以下「12次防」という）では、最終の平成29年の休業4日以上死傷者数が平成24年に比べ15%以上減少させることを目標としていますが、昨年は平成24年に比べて0.9%の減少に留まり、目標達成には非常に厳しい状況となっています。

12次防における死傷災害減少の目標達成のため、「労働災害件数を減少させるための重点業種」として、食料品製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食店を対象に取り組んでいるところですが、これらの業種では、食料品製造業を除き増加している状況にあります。

このため、小売業、社会福祉施設及び飲食店については本年1月から「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開するなど、災害傾向に応じた取組を強化するとともに、全産業の死傷災害の中で依然として最も多く発生している転倒災害について、業種横断的な対策の取組を更に推進していくこととします。

また、死亡災害が多く発生している建設業と製造業について、建設業に対しては「墜落・転落災害」の防止を、製造業に対しては動力機械への「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止をそれぞれ重点とする対策を一層強化していく必要があります。

さらに、交通労働災害の防止についても、引き続き業種横断的な対策を講じていく必要があります。

### 死亡災害の概況

業種別では建設業で6人、製造業で1人、運輸交通業で1人、前年に比べて減少しました。

事故の型別では、墜落、転落で11人減少の1人、はさまれ、巻き込まれで3人減少の5人でしたが、交通事故では3人増加の6人でした。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。

- 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がりました。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		<b>3/1,000</b>	<b>6/1,000</b>	3/1,000	<b>9/1,000</b>
(28年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		<b>4/1,000</b>	<b>7/1,000</b>	3/1,000	<b>11/1,000</b>
(28年度)		5/1,000	8/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業		<b>4/1,000</b>	<b>8/1,000</b>	4/1,000	<b>12/1,000</b>
(28年度)		5/1,000	9/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

雇用保険法等の改正による平成29年4月1日施行のその他の主な変更点（一部）

- ①倒産・解雇等により離職した者の所定給付日数の引上げ  
〔30～35歳未満：90日→120日 35～45歳未満：90日→150日〕（平成29年4月1日施行）
- ②暫定措置として実施していた個別延長給付の廃止及び災害等の場合に給付延長を行う個別延長給付の実施（平成29年4月1日施行）
- ③受給期間延長の申請期限の変更（平成29年4月1日施行）

ハローワーク浜松で人材確保対策コーナーを開所！

～福祉、建設、警備、運輸の人材確保を応援します～

ハローワーク浜松では、平成29年4月24日（月）より福祉(介護、医療、保育)、建設、警備、運輸の分野における総合専門窓口として、「人材確保対策コーナー」を開所しました。同コーナーでは、福祉(介護、医療、保育)、建設、警備、運輸の職業を希望する求職者への、きめ細かな職業相談・職業紹介を行い、人材を募集する求人者に対しは、求人充足に向けた求人条件緩和等の助言や、事業所見学会や就職面接会等の開催し、人材不足分野における人材確保のためのマッチング支援を強化していきます。

【問い合わせ先】 ハローワーク浜松 人材確保対策コーナー  
浜松市中区浅田町50-2 1F  
電話 053-457-5156



人材確保対策コーナー

本年度の年度更新は、  
7月10日(月)までに  
お願いします！



静岡労働局ホームページ  
「年度更新」ページ



労働保険（労災保険＋雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として、計算することになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額（雇用保険については被保険者に支払われる賃金の総額）に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになります。

労働保険では、まず、年度当初に概算で保険料を納付し、年度末に賃金総額が確定した上で、翌年度に精算していただくという方法をとっています。

したがって、事業主の皆様には、「前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付」と「新年度の概算保険料を納付するための申告・納付」の手続きが必要になります。

この手続きを「年度更新」といって、今年度は、**6月1日(木)から7月10日(月)までの間**に行うことになっておりますので、この期間に手続きを行っていただくようお願いします。

(※手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課す場合がありますのでご注意ください。)

各事業所への年度更新申告書用紙の到着予定は、平成29年5月31日(水)前後になります。

平成29年度労働保険年度更新出張受付を実施します。

関係書類をご持参の上、最寄りの会場で申告・納付を行ってください。

日程や会場などの詳細については、静岡労働局ホームページでご確認いただくか、労働保険徴収課（電話054-254-6316）までお問い合わせください。



## 労働保険料の負担割合

- 労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額です。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で、負担することになっています。

## 《労災保険率》事業の種類により、賃金総額の1000分の2.5から1000分の88までに分かれています。

- 平成29年度の労災保険料率は平成28年度と変更はありません。労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率は静岡労働局ホームページをご覧ください。
- 平成27年4月1日以降に開始された建設の事業は消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された建設の事業は消費税を含めた額を、請負金額として算出して下さい。また、事業開始時期により消費税等にかかる暫定措置の適用の有無が異なります。詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください。

## 《一般拠出金率》業種を問わず料率は一律賃金総額の1000分の0.02です。

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様は平成19年4月1日よりご負担いただくものです。

## 《雇用保険率》雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担の内訳

左のページの表のとおりです。

### ～労働保険の年度更新期間に伴うコールセンターの開設について～

コールセンター（電話による問合せ窓口）を開設します。年度更新申告書の記入方法などのお問い合わせに便利です。  
電話 0120-335-546 開設日時 平成29年5月31日（水）～7月12日（水）まで（土日を除く） 9時～17時



5月から7月にかけて、例年と同様に、本年においても、「賃金構造基本統計調査」、「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」を実施します。

## 賃金構造基本統計調査

- 統計法に基づく基幹統計調査として、わが国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的に実施し、民間企業、各種政策及び行政等における賃金関係の極めて重要な基礎資料として活用されています。

## 最低賃金に関する実態調査

- （「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」の総称）は、統計法に基づく一般統計調査として、中央最低賃金審議会及び静岡県地方最低賃金審議会において、最低賃金額の決定及び改正等を審議するための極めて重要な資料とすることを目的として実施しております。

なお、これらの調査結果について、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。県内の事業所から、一定の抽出方法に基づき、各業種、規模ごとに無作為に抽出された一定数の事業所を調査対象事業所としてお願いしておりますので、調査対象となりました事業所の皆様には、お忙しいところ誠に恐縮ですが、各調査に設定されております期限までに、御報告いただきますよう、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

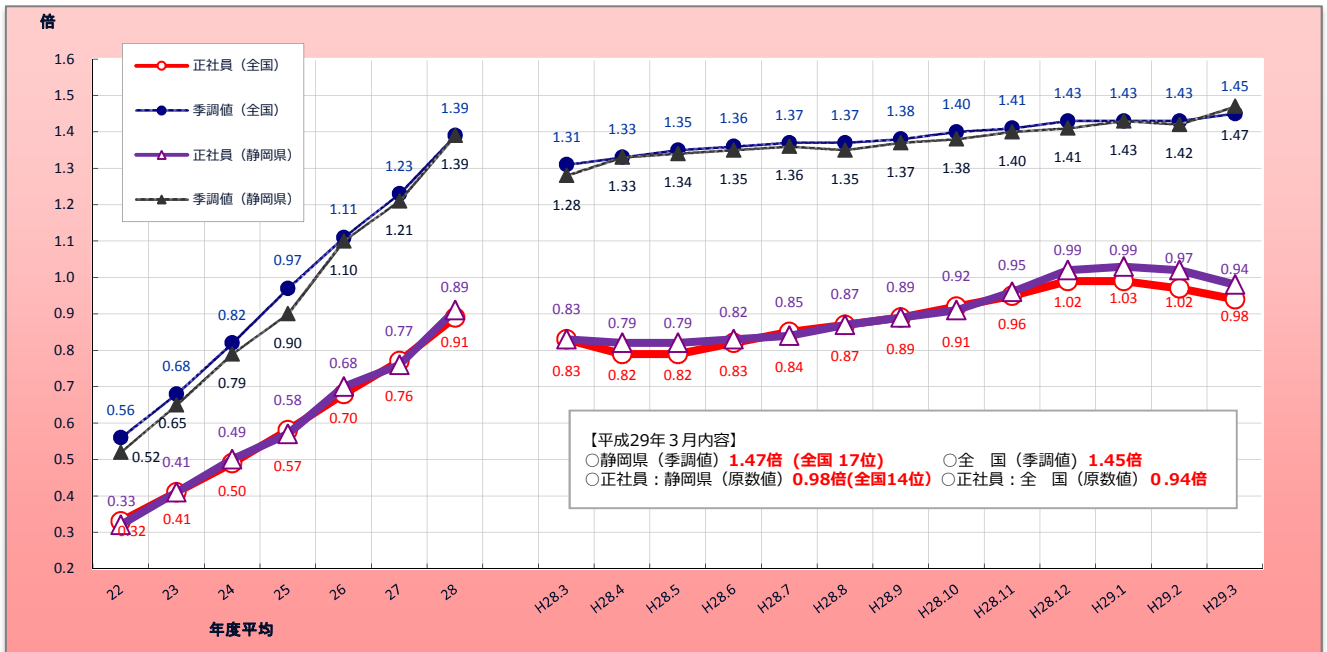
### 「静岡県における賃金事情」の掲載について

賃金室では、毎年、多くの事業所に御協力をいただいて実施した各種賃金調査結果や賃金・労働条件等に関する労働統計調査結果を取りまとめた小冊子「静岡県における賃金事情」を作成しております。この小冊子のデータ（PDF）は、当局ホームページ（賃金室ページ）に掲載しておりますので、御活用いただければ幸いです。



## 静岡県有効求人倍率（平成29年3月内容）

職業安定課 054-271-9950



	H29年		前年同月
	4月発生分	累計	
製造業	0	3	5
建設業	0	0	4
運輸業	2	3	1
農林業	0	0	0
その他	0	1	1
合計	2	7	11

平成29年4月30日現在

### 発行

静岡労働局 雇用環境・均等室  
〒420-8639  
静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）  
TEL <054>254-6320  
FAX <054>254-6543  
<HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>